

39. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数/金額)		返済額	未収発生額
平成24年度	31	156,000	164,242	6,738
平成25年度	15	96,670	153,482	0
平成26年度	16	113,700	140,984	0
平成27年度	17	122,260	135,419	5,077
平成28年度	17	129,900	112,592	0

## 農林水産課

(農業従事者数)

## ◎農家数

(単位:戸数)

年	市町名	総農家数	専兼業別農家数(販売農家)				自給的農家	経営耕地規模別農家数(販売農家)					
			専業	兼業				0.5ha未満	0.5ha~1.0ha	1.0ha~1.5ha	1.5ha~2.0ha	2.0ha~3.0ha	3.0ha以上
				計	第1種	第2種							
2015	山陽小野田市	912	188	292	36	256	431	106	199	83	36	24	41
2010	山陽小野田市	1,197	218	448	30	418	531	157	294	115	40	23	37
増減数	計	-285	-30	-156	6	-162	-100	-51	-95	-32	-4	1	4

※1 「2010年世界農林業センサス」、「2015年農林業センサス」のデータを使用したものです。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

※4 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

※5 「専業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者が一人もない農家をいいます。

※6 「兼業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者がいる農家をいい、家として農業と兼業のいずれの所得が主であるかにより、第1種兼業農家(農業が主)と第2種兼業農家(兼業が主)に区分しています。

農林水産課

(港勢調査より)

## 漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数 (5年間)

	年	漁協組合員数			水揚額 (属地陸揚金額) (百万円)
		正組合員	準組合員	合計	
小野田 (刈屋漁港)	23	29	6	35	53
	24	28	7	35	34
	25	27	6	33	48
	26	25	5	30	41
	27	22	5	27	47
高 泊 (高泊漁港)	23	24	30	54	13
	24	24	28	52	13
	25	20	28	48	3
	26	20	28	48	9
	27	15	23	38	2
厚 狭 (梶漁港)	23	14	18	32	3
	24	14	18	32	3
	25	13	17	30	3
	26	13	17	30	3
	27	11	16	27	4
埴 生 (埴生漁港)	23	36	10	46	93
	24	31	10	41	73
	25	37	9	46	77
	26	23	7	30	68
	27	22	8	30	61

## 県事業負担金(平成24～28年度)実績&lt;工事別&gt;

(単位:円)

事業名	地区名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
海岸保全施設整備事業	松屋埴生	5,500,000	7,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
〃	黒崎開作	9,900,000	7,500,000	3,000,000	2,000,000	4,903,000
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上	489,000	4,488,000	9,480,000	22,656,000	28,920,000
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東					37,804
基幹水利施設ストックマネジメント事業	高千帆他	12,319,000	14,000,000	44,500,000	24,084,000	34,812,500
県営基盤整備促進事業	赤川				278,000	1,960,000
合計		28,208,000	33,488,000	61,980,000	54,018,000	75,633,304

42. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)

(円)

県事業負担金	年度	H24	H25	H26	H27	H28
	金額	687,750	926,640	4,950,072	9,997,528	11,495,025

## 42. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

### 山陽小野田市

単位：円

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	計	備考
費 目							
土木総務費	0	0	0	3,180,816	4,168,800	7,349,616	
道路橋りょう費	21,011,393	19,744,102	23,595,375	18,574,093	8,092,619	91,017,582	
河川費	1,747,800	3,838,905	4,680,504	5,704,020	1,608,984	17,580,213	
港湾費	60,536,685	10,992,465	10,935,432	13,968,234	13,818,600	110,251,416	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	18,557,822	18,965,226	19,575,894	20,209,381	20,802,564	98,110,887	
計	101,853,700	53,540,698	58,787,205	61,636,544	48,491,567	275,818,147	

### 43. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
平成28年度(H27.10.1~H28.9.30)	911,819	121,412

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

## 小規模土地改良事業（平成24～28年度）実績

（単位：円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
申請件数	11	21	9	13	13
実施件数	14	21	11	11	16
継続事業	2	2	4	2	1
取下げ	5	3	1	1	2
工事費（円）	13,587,950	14,664,770	12,468,319	13,090,316	12,670,640
地元負担額（円）	4,412,950	4,628,770	4,158,319	4,547,316	4,286,640
繰越件数	23	22	23	26	22



45. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	工事額(円)	助成額(円)
H24	42件	41件	37,760,250	30,194,000
H25	59件	47件	34,738,000	27,790,000
H26	47件	51件	43,393,000	34,714,000
H27	59件	74件	53,132,278	41,321,000
H28	33件	42件	49,995,915	38,101,000

## 46.有帆緑地借入金返済状況

## 有帆緑地借入金返済状況

年 度	償還額(円)	累計	残額
13	66,918,400	66,918,400	2,880,498,733
14	124,707,200	191,625,600	2,755,791,533
15	182,684,352	374,309,952	2,573,107,181
16	179,215,196	553,525,148	2,393,891,985
17	175,746,040	729,271,188	2,218,145,945
18	172,276,882	901,548,070	2,045,869,063
19	168,807,724	1,070,355,794	1,877,061,339
20	165,338,568	1,235,694,362	1,711,722,771
21	161,869,411	1,397,563,773	1,549,853,360
22	158,400,255	1,555,964,028	1,391,453,105
23	154,931,097	1,710,895,125	1,236,522,008
24	151,461,940	1,862,357,065	1,085,060,068
25	147,992,784	2,010,349,849	937,067,284
26	144,523,628	2,154,873,477	792,543,656
27	141,054,488	2,295,927,965	651,489,168
28	137,215,568	2,433,143,533	514,273,600
29	133,756,696	2,566,900,229	380,516,904
30	130,297,821	2,697,198,050	250,219,083
31	126,838,947	2,824,036,997	123,380,136
32	123,380,136	2,947,417,133	0
合計	2,947,417,133		

#### 46. 有帆緑地の受入状況及び借入金返済状況(5年間)

##### 有帆緑地処分場の受入状況

(土木課)

	建設残土(50円/100kg)	産業廃棄物(210円/100kg)	合計
	土砂等	陶磁器くず及びがれき類	
	上段:金額(円)	上段:金額(円)	上段:金額(円)
	中段:搬入量(m <sup>3</sup> )	中段:搬入量(m <sup>3</sup> )	中段:搬入量(m <sup>3</sup> )
	下段:埋立率(%)	下段:埋立率(%)	下段:埋立率(%)
平成24年度 (H24.3.1~H25.3.31)	25,279,050	0	25,279,050
	28,107	0	28,107
	9.4	0.0	9.4
平成25年度 (H25.4.1~H26.3.31)	25,271,650	0	25,271,650
	28,032	0	28,032
	9.3	0.0	9.3
平成26年度 (H26.4.1~H27.3.31)	25,079,950	50,820	25,130,770
	27,847	11.0	27,858.0
	9.3	0.0	9.3
平成27年度 (H27.4.1~H28.3.31)	19,123,350	1,683,360	20,806,710
	21,248	349.0	21,597
	7.1	0.1	7.2
平成28年度 (H28.4.1~H29.3.31)	15,406,250	0	15,406,250
	17,188	0.0	17,188
	5.7	0.0	5.7
合計	110,160,250	1,734,180	111,894,430
	122,422	360	122,782
	40.8	0.1	40.9

#### 47 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数 (単位:戸)					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
戸数計	1,465	1,464	1,464	1,464	1,463
水洗化実施数 (単位:戸)					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945

小野田地区 672戸  
山陽地区 273戸

#### 48 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

(単位:円)					
内 訳	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収納額	206,049,981	203,799,450	200,628,655	196,923,151	195,991,412
滞納額	21,467,717	18,263,367	15,456,542	15,253,191	14,646,379

#### 49 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(平成28年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも28年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」<「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は平成29年3月31日現在

※平成19年4月1日より随時募集停止のため待機者なし。

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	5	1	2	8
2 赤崎	0	0	0	3
3 古開作第二	26	5	19	32
4 古開作	4	1	4	21
5 古開作第一			0	7
6 港	24	4	2	5
7 叶松	0	0	3	72
8 南中川第二			1	10
9 南中川山手	4	1	3	3
10 神帆	23	1	1	2
11 平原	12	0	2	69
12 有帆	5	3	11	37
小野田地区計	103	16	48	269
13 西善寺	0	0	3	7
14 成松	0	0	1	1
15 萩原	8	1	8	45
16 南萩原	2	1	5	7
17 石丸	1	1	2	11
18 厚陽	2	0	1	10
19 大河内	0	0	3	11
20 漁民アパート			0	5
21 大喜園			2	11
22 吉田地			1	4
23 前場	0	0	0	5
山陽地区計	13	3	26	117
市合計	116	19	74	386

## 50. 5年間の有料公園施設利用状況及び公園ごとの収入額

(人)・(円)

有料公園施設名称		H24	H25	H26	H27	H28
浜河内緑地庭球場	利用人数	2,841	3,121	2,825	3,017	3,036
	収入額	517,150	518,300	474,150	514,250	586,200
須恵健康公園庭球場	利用人数	5,385	4,861	5,100	5,566	6,040
	収入額	681,500	665,100	703,750	752,750	877,050
東沖緑地庭球場	利用人数	2,496	2,235	2,489	3,535	2,820
	収入額	319,950	306,050	316,750	469,350	356,700
江汐公園庭球場	利用人数	6,340	6,203	6,124	6,308	6,016
	収入額	1,671,495	1,643,923	1,624,227	1,694,520	1,810,740
須恵コミュニティ体育館	利用人数	9,940	7,383	9,428	9,705	10,822
	収入額	798,440	700,360	562,860	608,820	638,240
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数	24,052	18,956	32,059	35,266	30,878
	収入額	12,947,200	11,497,400	10,856,400	11,246,990	10,045,931
江汐公園キャンプ場	利用人数	606	512	723	950	723
	収入額	99,100	104,950	124,650	164,600	130,925

## 51. 5年間の公園維持管理料委託額の推移

(円)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
公園管理委託料	33,799,990	17,491,766	19,542,558	21,350,308	25,173,118

## 52

下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額(5年間)

単位(円)

年度	1か月に20m <sup>3</sup> 使用した時の 下水道使用料	調定額			収入額			滞納額		
		現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
平成24年度	2,992	532,830,797	62,534,079	595,364,876	525,605,428	13,836,193	539,441,621	7,225,369	48,697,886	55,923,255
平成25年度	2,992	535,176,779	50,191,336	585,368,115	528,555,370	10,582,460	539,137,830	6,621,409	39,608,876	46,230,285
平成26年度	3,336	577,593,717	39,234,694	616,828,411	570,673,474	9,407,717	580,081,191	6,920,243	29,826,977	36,747,220
平成27年度	3,336	591,965,670	28,127,821	620,093,491	587,098,892	8,022,178	595,121,070	4,866,778	20,105,643	24,972,421
平成28年度	3,336	600,510,474	17,826,062	618,336,536	596,035,190	5,454,340	601,489,530	4,475,284	12,371,722	16,847,006

### 53. 港湾施設利用料状況(利用料、面積・5年間)(土木課)

小野田港野積場使用料

年度	使用者	野積場使用料(円)	面積(m <sup>2</sup> )	備考
H24	6社	13,783,180	9,767	
H25	6社	13,979,300	9,767	
H26	6社	14,358,100	9,767	H27年1月 6社のうち1社減
H27	7社	14,534,900	10,123	H27年11月、H28年2月 各1社増
H28	7社	14,688,010	10,123	

共英製鋼株式会社  
 富士商株式会社  
 桜山産業株式会社  
 共立株式会社  
 ソフトバンクモバイル株式会社  
 中国電力株式会社  
 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

**54 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)**

(一般住宅リフォーム)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
助成件数(件)	170	173	180
助成金額(円)	9,920,000	10,000,000	10,000,000

**55 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)**

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
耐震診断補助	7	5	10
耐震改修補助	0	0	1



## 56

## 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

	件数	金額
平成26年度	2	78,023
平成27年度	4	108,103
平成28年度	4	59,869

## 57 各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
1	本山	1,908,001	3,443,152	2,597,701	2,720,342	2,295,494
2	赤崎	160,560	43,564	313,838	23,436	193,784
3	古開作第二	4,052,709	3,306,825	3,821,508	6,090,275	5,322,145
4	古開作	1,464,249	2,836,755	2,548,393	2,618,173	2,786,365
5	古開作第一	0	0	0	0	20,520
6	港	647,595	1,162,930	1,200,724	1,644,763	1,651,505
7	叶松	1,251,364	1,219,853	1,242,756	929,264	1,006,344
8	南中川第二	30,660	30,285	0	0	0
9	南中川山手	0	97,440	367,307	316,800	357,761
10	平原	1,459,500	1,112,433	755,081	396,886	738,185
11	神帆	337,050	264,231	111,996	390,796	516,726
12	有帆	3,071,052	1,920,558	2,148,670	903,503	1,304,293
13	西善寺	624,955	334,530	592,893	538,121	228,642
14	成松	381,877	181,100	29,376	12,528	7,128
15	萩原	1,743,651	1,877,439	2,005,987	699,888	1,105,163
16	南萩原	721,499	330,256	1,577,169	931,071	325,490
17	石丸	317,775	123,900	271,620	263,952	749,451
18	厚陽	148,575	203,700	258,682	1,273,536	262,461
19	大河内	296,625	851,751	628,162	2,116,917	704,720
20	漁民アパート	10,080	110,250	0	61,560	0
21	大喜園	0	0	81,000	21,600	0
22	吉田地	0	21,000	0	0	361,320
23	前場	527,310	529,515	611,064	862,780	600,631
	その他	230,859	196,017	217,648	62,856	54,787
	合計	19,385,946	20,197,484	21,381,575	22,879,047	20,592,915

## 58. 平成28年度一般会計における修繕料(50万円以上)

(単位:円)

所属	款-項目	節-細節	修繕内容	金額
情報管理課	02-01-04	11-06修繕料	山陽小野田市イントラケーブル移設事業	3,771,360
情報管理課	02-01-04	11-06修繕料	山陽小野田市イントラネット撤去事業	1,036,800
文化振興課	02-01-25	11-06修繕料	文化会館 中央監視端末伝送装置更新工事	2,138,400
文化振興課	02-01-25	11-06修繕料	文化会館 前庭木製台修繕	1,550,880
文化振興課	02-01-26	11-06修繕料	きららガラス未来館 北面外壁修繕	820,800
スポーツ振興課	02-01-28	11-06修繕料	市民プール 循環浄化装置修繕	745,200
地域活性化室	02-01-29	11-06修繕料	厚狭地区複合施設 ラウンジ(吹抜部)ガラス手摺破損部取替工事	518,400
環境事業課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 浮上分離槽上部集泥装置チェーン一部取替修繕	1,058,400
環境事業課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 軸流攪拌機A号機整備	6,480,000
環境事業課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 脱水汚泥供給ポンプA号機修繕	1,350,000
環境事業課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 空気溶解機緊急修繕	891,000
環境事業課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 軸流攪拌機B号機緊急修繕	2,262,600
環境事業課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 汚泥脱水機点検整備	1,998,000
農林水産課	06-03-01	11-06修繕料	西の浜排水機場 非常用自家発電設備修繕	1,274,400
商工労働課	07-01-05	11-06修繕料	商工センター 冷温水配管修繕工事	648,000
土木課	08-02-03	11-06修繕料	山陽小野田市内一円舗装補修	17,469,000
土木課	08-03-01	11-06修繕料	六の割ポンプ場 修繕	528,120
都市計画課	08-05-02	11-06修繕料	竜王山公園 水路修繕工事	637,200
建築住宅課	08-06-01	11-06修繕料	本山市営住宅D棟 外部給水管主管修繕工事	646,920
学校教育課	10-02-01	11-06修繕料	高泊小学校 屋内運動場強風被害による屋根修繕	999,000
学校教育課	10-03-01	11-06修繕料	厚陽中学校 屋内運動場屋根改修	764,640
社会教育課	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 サウナヒーター格子修繕工事	583,200
社会教育課	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 ろ過装置制御盤改修工事	1,296,000
社会教育課	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 オゾン発生装置電極部オーバーホール	914,760
総計				50,383,080

59 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

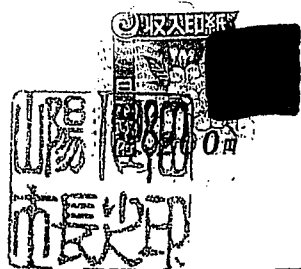
所属名	イベント名等	委託先	委託料(円)
企画課	山陽小野田市婚活支援事業業務	一般社団法人やまぐち定住促進県民活動	988,700
総務課	平成28年度山陽小野田市総合防災訓練における会場設営等業務	有限会社 オフィス・ティ	352,404
	防災訓練用家屋製作・撤去委託料(総合防災訓練用)	ふじい住建	135,000
文化振興課	市民文化祭会場設営・撤去	公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター	60,588
	12/23「第10回青少年少女合唱祭」文化会館実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	11,000
	7/8「狂言名作公演」文化会館実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	11,000
	8/26~8/28「ピアノマラソン大会」文化会館実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	41,000
	山響サマーコンサート(6/19)に係る指揮者招聘委託料	山口県交響楽団	230,000
	平成28年度山陽小野田市主催文化事業「狂言っておもしろい! 茂山千五郎家 狂言名作公演」委託料	有限会社茂山狂言会	875,000
	「文楽への扉in山陽小野田」照明管理費	有限会社エフェクト	34,560
	7月8日 照明費音響管理費『狂言って面白い! 茂山千五郎家狂言名作公演』	有限会社エフェクト	81,000
	第10回合唱祭に係る舞台音響照明業務委託料	有限会社エフェクト	172,800
	第22回ピアノマラソン大会 平28年8月26~28日(照明技術立ち会い料)	有限会社エフェクト	81,000
スポーツ振興課	市民ふれあいスポーツ大会委託料	市民ふれあいスポーツ大会実行委員会	143,555
	市民マラソン大会委託料	市民マラソン大会実行委員会	96,420
	下関市・山陽小野田市少年サッカー大会	SKYアド(スカイアド)	176,040
	レノファ山口パートナーシップ事業 業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000
	日本パラサイクリング連盟パートナーシップ事業 業務委託料	一般社団法人日本パラサイクリング連盟	500,000

60 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	こども福祉課
下津保育園	こども福祉課
漁民アパート	農林水産課
JR小野田駅前駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課
埴生小学校・埴生幼稚園駐車場用地	教育総務課
厚陽公民館用地	社会教育課
厚狭図書館	厚狭図書館

\* 契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。

土地賃貸借契約書



賃貸人 [redacted] (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字津布田字迫山1066番1  
1066番3  
1058番4

(2) 地目 宅地

(3) 地積 1,091.11 m<sup>2</sup>

(使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を運動場及び自動車保管場所として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(賃借料の支払)

第4条 物件の賃貸借料は、223,894円とする。

2 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

(賃貸料の改定)

第5条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第7条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するもの

とし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第9条 この契約に要する費用（印紙税を除く）については、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第10条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

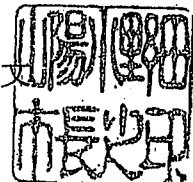
平成28年4月1日

甲


乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博



## 土地賃貸借契約書

賃貸人  (以下「甲」という) と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という) の間において、次の条項により土地の賃貸借契約と締結する。

### (賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という) を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡 1997 番地 1
- (2) 地積 1998.5 m<sup>2</sup> (うち 453 m<sup>2</sup>)

### (使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を駐車場として使用するものとする。

### (賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### (賃借料)

第4条 物件の賃借料は無償とする。

### (転貸の禁止等)

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

### (維持管理)

第6条 乙は、この物件を善良な管理者の注意を持って維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

### (契約の解除)

第7条 甲は、第5条の規定に違反した場合には、いつでもこの契約を解除することができる。



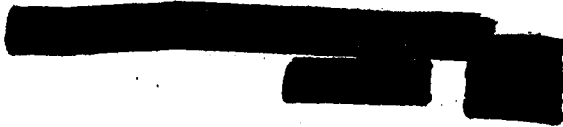
(定めのない事項)

第8条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記号押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

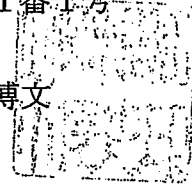
平成28年4月1日

甲



乙

山陽小野田市日の出1丁目1番1号  
山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井 博文



# 土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借について契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。) を乙に賃貸する。

(1) 所在地

土地の表示	地積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947-1	2,415.0 m <sup>2</sup>
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946-4	2,098.0 m <sup>2</sup>
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947-2	5,178.0 m <sup>2</sup>
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945-2	52.0 m <sup>2</sup>
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945-13	62.0 m <sup>2</sup>

(2) 地目 宅地

(3) 地積 9,805.0 m<sup>2</sup>

第2条 乙は、賃貸物件を漁民アパート用地として使用するものとする。

第3条 物件の貸借の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第4条 物件の賃貸借料は、年額519,586円 (生産者米価により算定した額) とする。但し、この賃貸借料は、当該年度の固定資産税額を下回らない額とする。

2 乙は、前項の賃借料を平成28年12月10日までに甲に支払うものとする。

第5条 甲は、生産者米価の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃借料の改定を請求することができる。

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第7条 乙は、物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

貸貸人(甲)



貸借人(乙)

山陽小野田市

山陽小野田市長

白井博文



NK管理番号040406

西日本開山口事第150313号

平成 28 年 3 月 4 日

# 土地賃貸借更新契約書

J R 西日本不動産開発株式会社

山陽小野田市



NK管理番号040406

西日本開山口事第150313号

平成28年3月4日

## 土地賃貸借更新契約書

JR西日本不動産開発株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借更新契約を締結する。

### （契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の賃貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

### 【更新する契約物件の表示】

1. 原契約番号 西日本開山口事第140284号（平成27年1月13日）
2. 土地の表示  
所在地 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割1723—1の一部  
（山陽本線 小野田駅構内 488k730m付近 左側）  
数量 土地275.39平方メートル
3. 土地の用途 更地使用
4. 使用目的 自転車置場敷
5. 賃料 年額金810,000円
6. 敷金 金0円（非徴収）

### （契約期間）

第2条 契約期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### （苦情処理）

第3条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し入れがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

### （敷金）

第4条 削除

### （連帯保証人）

第5条 連帯保証人は、原契約と同様、乙の一切の債務を保証し、乙と連帯して債務の履行の責を負うものとする。

**(反社会的勢力)**

- 第6条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも遵守させる義務を負うものとする。
  - 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
  - 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
  - 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。
  - 6 前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

**(原契約の遵守)**

第7条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、甲乙おのおのが記名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 山口県山口市小郡高砂町2番11号 新山口ビル2階  
JR西日本不動産開発株式会社  
山口用地事務所長 松本実

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文



## 土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字東佐ノ田253番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 1586.77㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額501,175円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会いのうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

賃貸人

住所

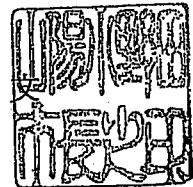
氏名

相続代表者

賃借人

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博





平成28年4月1日

山陽小野田市長 白井博文様

賃貸人相続代表者の念書

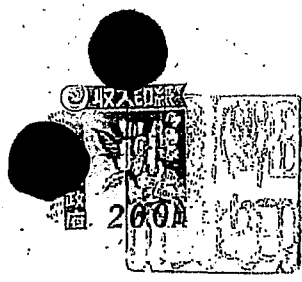
(届出者) 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED] 相続代表者 [REDACTED]  
被相続人との続柄 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

平成28年4月1日付けで賃貸人 [REDACTED] と賃借人山陽小野田市長とが締結した土地賃貸契約書におきまして、土地賃貸契約書に掲げた土地(以下「物件」という。)は [REDACTED] ([REDACTED] 死亡) 名義のままとなっていますが、親族による遺産分割協議の結果、物件は [REDACTED] が相続代表者となっている事をご報告します。

なお、物件の相続による所有権移転登記の申請を本日現在行っておりません。つきましては、後日、相続権者及び親族等の間で生じた問題等については、当該人同士で解決をするものとし、山陽小野田市長には決してご迷惑をおかけしません。




物件の表示

所在地 山陽小野田市大字埴生字東佐ノ田 253 番 1  
地目 宅地  
地積 1586.77 m<sup>2</sup>  
賃借期間 平成28年4月1日から平成38年3月31日まで  
賃借料 年額501,175円



### 土地の賃貸借変更に関する覚書

平成28年4月1日に締結した土地賃貸借契約書の一部を、下記のとおり変更する。




第1条 賃貸人を「相続代表者 」から「」に変更する。

第2条 土地賃貸借契約書第1条(3)の地積を「1586.77㎡」から「1334.88㎡」に変更する。

第3条 平成28年4月1日から平成28年12月15日までの賃借料は、355,628円とし、平成28年12月16日から平成29年3月31日までの賃借料は、122,442円とする。平成29年4月1日以降の賃借料の年額は、421,616円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は物件の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

以上を確認した証として、本書面を2通作成し、旧賃貸人、新賃貸人、賃借人それぞれ署名捺印の上、新賃貸人と賃借人が原契約書とともに各々1通を所持する。

平成28年12月16日

旧賃貸人 住 所   
氏 名  相続代表者 

新賃貸人 住 所   
氏 名 

賃借人 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白 井 博





## 土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字片山232番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会いのうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

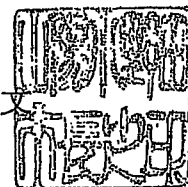
貸貸人

住 所  
氏 名



賃借人

山陽小野田市  
山陽小野田市長 白 井 博





## 土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1
- (2) 地目 雑種地
- (3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、契約期間が満了する日の30日前までに、賃貸人又は賃借人から何ら意思表示がないときは、貸付期間は更に継続されるものとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

- 2 賃借人は、前項の賃借料を平成29年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

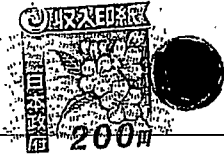
第7条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 賃借料の納入を怠ったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

2 賃借人は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は2か月前に通知し、返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く)は賃借人の負担とする。





## 土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番  
地目 学校用地  
地積 2,123㎡(実測)

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額273,430円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成29年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

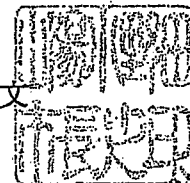
平成28年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文







## 土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

#### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番  
地目 雑種地  
地積 1,581㎡(実測)

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額203,620円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成29年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

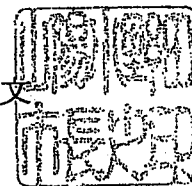
平成28年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文





## 土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1030番  
地目 雑種地  
地積 452㎡(実測)

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成29年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

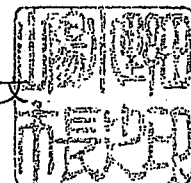
平成28年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文





## 土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「本件土地」という。) を埴生小学校及び埴生幼稚園の駐車場用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字埴生975番7

地目 宅地

地積 434.93㎡

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額114,271円とし、乙は平成29年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算 (10円未満の端数切捨て。) によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

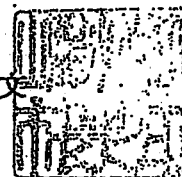
甲 (賃貸人)

乙 (賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文





# 土地賃貸借契約書

土地の賃貸借について、貸付人 山陽小野田市 (以下「甲」という。) と賃受人 山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結した。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地 (以下「本土地」という。) を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在及び地番	地積	備考
山陽小野田市大字郡字浜 3225-1	1,638 m <sup>2</sup>	
山陽小野田市大字郡字浜 3225-9	355 m <sup>2</sup>	

(本土地の用途)

第2条 乙は、本土地を厚陽公民館の用途に供するものとする。

(貸付期間)

第3条 本土地の貸付期間 (以下「貸付期間」とする。) は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

2 貸付期間を延長しようとするときは、貸付期間が満了する日の30日前までに、乙は甲に対して書面で申し出るものとする。

(貸付料)

第4条 本土地の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、1年につき金283,817円とする。

(貸付料の支払)

第5条 乙は、契約を締結した年の12月末日までに甲に支払うものとする。

(本土地の維持管理)

第6条 乙は、本土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、第1条に掲げる土地を使用するにあたり、他に損害を及ぼす恐れがあるときは、乙の責任においてこれを防止する義務を負うものとし、損害が発生したときは、これを賠償する責めを負うものとする。

(本土地の用途変更)

第7条 乙は、第2条に規定する本土地の用途 (以下「用途」という。) の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について特に支障がないときは、用途の変更を承諾するものとする

(本土地の転貸等)

第8条 乙は、本土地を第三者に転貸し、又はこの契約に定める乙の権利を第三者に譲渡し得ない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(本土地の現状変更)

第9条 乙は、本土地の現状を変更してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

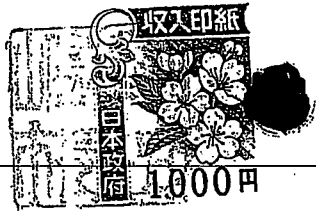
平成28年4月1日

甲

乙 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文







## 土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市  
(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を山陽小野田市立旧厚狭図書館の図書館用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

#### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字鴨庄字柿木田110番1  
地目 宅地  
地積 965㎡

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額673,383円とし、乙は平成29年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

#### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

### (契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2か月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

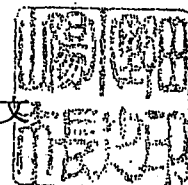
平成28年4月1日

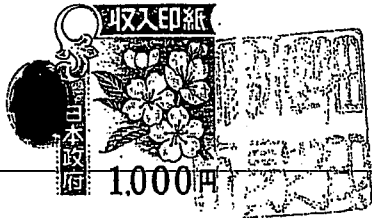
甲(賃貸人)

乙(賃借人)

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文





## 土地賃貸借契約書

(以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市  
(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を山陽小野田市立旧厚狭図書館の図書館用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字鴨庄字柿木田109番  
地目 宅地  
地積 1,778㎡

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額1,240,699円とし、乙は平成29年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

### (契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2か月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人)

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

